

廃棄物海洋投入処分許可申請書

銚子第 572 号  
2023 年 10 月 3 日

環境大臣 伊藤 信太郎 殿

申請者

住 所 千葉県銚子市長塚町 2 丁目 44 番 9

氏 名 千葉県銚子土木事務所長 神田 成人

(法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船 舶  
第 18 条の 2 第 1 項 の規定により、海洋施設 からの  
廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類		一般水底土砂：名洗港における港内泊地及び航路浚渫によって発生する水底土砂で海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 10 条第 2 項第 5 号口の政令で定める基準に適合するもの。 (詳細は別紙-1 のとおり)
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処 分に関する実施計画 に係る事項	廃棄物の海洋投入処分 をしようとする期間	2024 年 1 月 1 日～2028 年 12 月 31 日
	海洋投入処分をしよう とする廃棄物の数量	体積量 178,000 m <sup>3</sup>
	単位期間において海洋 投入処分をしようとする 廃棄物の数量	2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日 60,000 m <sup>3</sup> 2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日 60,000 m <sup>3</sup> 2026 年 1 月 1 日～2026 年 12 月 31 日 20,000 m <sup>3</sup> 2027 年 1 月 1 日～2027 年 12 月 31 日 20,000 m <sup>3</sup> 2028 年 1 月 1 日～2028 年 12 月 31 日 18,000 m <sup>3</sup>
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成 17 年環境省令第 28 号)第 6 条第 1 項に定める別表中欄に基づく IV 海域のうち、下記 4 点で囲まれる海域。 ①北緯 35° 44' 46" 東経 141° 15' 46" ②北緯 35° 43' 05" 東経 141° 15' 56" ③北緯 35° 44' 54" 東経 141° 17' 06" ④北緯 35° 43' 07" 東経 141° 17' 15" (詳細は別紙-2 のとおり)
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成 17 年 9 月 22 日環境省令第 28 号)第 6 条第 1 項に規定する排出方法で実施し、航行中に排出しない。 (詳細は別紙-3 のとおり)
△廃棄物の排出海域の 汚染状況の監視に関 する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4 のとおり
	監視の頻度	別紙-4 のとおり
備考 1 ※の欄には記入しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

